

新旧対照表

(変更点は下線部で示す。)

変更箇所	改訂後						改訂前					
第1章の3(4)ア(ア)受付情報レコード	届出	英数	40	可変	1 労災保険指定医療機関が地方厚生(支)局長に届け出た施設基準届出コード(別表4)を順次、記録する。 ただし、最大11コードまでの記録を限度とする。 2 記録する際には、必ず2の倍数のバイト数となる。 3 記録する届出が40バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えない。 4 その他の場合は記録を省略する。	最大バイトは40であるが、実質上、施設基準届出コード(別表4)に掲げる11コードまでの記録を限度とする。(同一コードの重複記録は不可。)	届出	英数	40	可変	1 労災保険指定医療機関が地方厚生(支)局長に届け出た施設基準届出コード(別表5)を順次、記録する。 ただし、最大11コードまでの記録を限度とする。 2 記録する際には、必ず2の倍数のバイト数となる。 3 記録する届出が40バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えない。 4 その他の場合は記録を省略する。	最大バイトは40であるが、実質上、施設基準届出コード(別表5)に掲げる11コードまでの記録を限度とする。(同一コードの重複記録は不可。)
第1章の3(4)イ医療機関情報レコード	届出	英数	40	可変	1 入院外レセプトの場合、労災保険指定医療機関が地方厚生(支)局長に届け出た施設基準届出コード(別表4)を順次、記録する。 ただし、最大11コードまでの記録を限度とする。 2 記録する際には、必ず2の倍数のバイト数となる。 3 記録する届出が40バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えない。 4 その他の場合は記録を省略する。	最大バイトは40であるが、実質上、施設基準届出コード(別表4)に掲げる11コードまでの記録を限度とする。(同一コードの重複記録は不可。)	届出	英数	40	可変	1 入院外レセプトの場合、労災保険指定医療機関が地方厚生(支)局長に届け出た施設基準届出コード(別表4)を順次、記録する。 ただし、最大11コードまでの記録を限度とする。 2 記録する際には、必ず2の倍数のバイト数となる。 3 記録する届出が40バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えない。 4 その他の場合は記録を省略する。	最大バイトは40であるが、実質上、施設基準届出コード(別表5)に掲げる11コードまでの記録を限度とする。(同一コードの重複記録は不可。)
別表4 施設基準届出コード	(削除)						注 平成24年3月診療分以前の場合、「08」特連(歯科診療特別対応連携加算)は障連(障害者歯科医療連携加算)と読み替える。					

別表19 特定  
器材単位コード

別表19 特定器材単位コード

コード名	コード	内容
	001	分
	002	回
	003	種
	004	箱
	005	巻
	006	枚
	007	本
	008	組
	009	セット
	010	個
	011	裂
	012	方向
	013	トローチ
	014	アンプル
	015	カプセル
	016	錠
	017	丸
	018	包
	019	瓶
	020	袋
	021	瓶(袋)
	022	管
	023	シリンジ
	024	回分
	025	テスト分
	026	ガラス筒
	027	桿錠
	028	単位
	029	万単位
	030	フィート
	031	滴
	032	mg
	033	g
	034	kg
	035	cc
	036	mL
	037	L
	038	mLV
	039	バイアル
	040	cm
	041	cm <sup>2</sup>
	042	m
	043	μCi
	044	mCi
	045	μg

別表19 特定器材単位コード

コード名	コード	内容
	001	分
	002	回
	003	種
	004	箱
	005	巻
	006	枚
	007	本
	008	組
	009	組
	010	個
	011	裂
	012	方向
	013	トローチ
	014	アンプル
	015	カプセル
	016	錠
	017	丸
	018	包
	019	瓶
	020	袋
	021	瓶(袋)
	022	管
	023	シリンジ
	024	回分
	025	テスト分
	026	ガラス筒
	027	桿錠
	028	単位
	029	万単位
	030	フィート
	031	滴
	032	mg
	033	g
	034	kg
	035	cc
	036	mL
	037	L
	038	mLV
	039	バイアル
	040	cm
	041	cm <sup>2</sup>
	042	m
	043	μCi
	044	mCi
	045	μg